

令和8年3月26日

福津市議会

議長 高山 賢二 様

総務文教委員会

委員長 石田 まなみ

総務文教委員会審査報告書

令和8年第3回福津市議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました事件についての審査結果を、会議規則第110条の規定により次のとおり報告いたします。

記

1. 審査経過

付託年月日 令和8年2月27日

審査年月日 令和8年3月4日

2. 出席者

委員 石田委員長、中村恵輔副委員長、岩下委員、佐伯委員、尾島委員、
中村清隆委員

執行部 福井市長、本多副市長、谷口総務部長、吉崎総務部理事、
花田経営企画部長、宮原教育部長、
竜口総務課長、桜村防災安全課長、木原管財課長、向井経営戦略課長、
芹野郷育推進課長、高山防災安全課参事、徳永公民館長、
新海人事係長、笹田経営戦略係長、高八重スポーツ文化振興係長

◎議案第15号 福津市一般職の職員の給与に関する条例を改正することについて
審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑)通勤距離の測り方は。また、駐車料金に個人差があるのか。

(答弁)実際の通勤経路を職員が提出し、人事秘書課が地図情報等で実測と最短距離を計測して距離を確定している。また、現時点で、駐車料金が発生する事案は、外部に出向している1名のみである。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第16号 福津市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑)市長公約として掲げられた 10%という数値には、どのような算定根拠があるのか。

(答弁)10%という削減率は、本市の特別職間の給与バランスを維持する観点から設定したもので、市長の職責の重さを踏まえ、副市長などとの均衡を大きく損なわない範囲として定めた。また、教育の政策などに少しでも財源を回したいとの考えもあり、公約として掲げた 10%削減を今回提案している。

(質疑)年間の削減額は。また、その具体的な使い道は。

(答弁)年間で 145 万 4,000 円と試算している。削減した財源を活用して、教育委員会でこども未来プロジェクトの事業を実施したいと考えている。

(質疑)図書購入等は寄附行為には当たらないのか。

(答弁)給与削減によって生じる財源はあくまで一般財源であり、特定の目的に直接充てるものではない。一般財源の枠が広がる中で教育施策に活用するという考え方であり、寄附行為には当たらない。また、他自治体でも議会の議決により条例改正し給与を減額して実施すれば寄附行為等に該当しないという実例がある。

(2) 主な意見

(反対)首長の給与は人口や財政規模などを踏まえ、行政運営の責任に対する対価であるが、委員会審査では市長が実現したい政策が明確でなく、安易に給与改定を進めようとする姿勢には賛成できないため、反対する。

(3) 審査結果

本委員会では、賛成少数により否決すべきものと決定した。

◎議案第17号 福津市防災会議条例等を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑)機構変更による業務所管課の名称変更に伴う条例改正だが、名称変更の意図は。また、業務の範囲に変更はあるのか。

(答弁)災害発生時に迅速に危機管理対応を行う観点から、危機管理を重視した体制へ転換するため、今設置している安心安全まちづくり係に加えて危機管理係

を設置し、防災・減災と交通安全等の安心安全を分けて、充実した形で今まで以上に対応していきたいと考えている。課の所管事務に変更はない。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第18号 福津市行政手続条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑)不利益処分を受ける人とは、具体的には。

(答弁)不利益処分は根拠となる条例等に違反したことによって科されるものである。

(質疑)国の個人情報保護法改正があっても、自治体ごとに差があったように、今回も国の法律改正に対して自治体としてどこまで独自判断できるのか、その検討が行われたのか。

(答弁)国の法改正に伴い、自治体として条例も追随する必要があるため、5月の法改正に間に合うよう改正するものである。

(2) 主な意見

(反対)公示送達を広くインターネットで閲覧可能にすることは極めてセンシティブな個人情報の漏えいやプライバシー侵害の懸念が大きい。個人情報保護の観点からも慎重な検討が不可欠であり、それが不十分なままの条例改正には反対である。

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第19号 福津市武道館条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑)物価高騰や修繕費の観点から、値上げ自体は理解される面もあるが、利用者が納得できるだけのサービス向上が示されているのか。

(答弁)使用料収入は特定の用途に限定されないものである。例えば修繕等については市全体の財政として緊急性や重要性に基づき優先順位を判断していくものと考えている。利用者が使いやすいような工夫については検討していかねばならないと考えている。

(2) 主な意見

(反対)本議案は公共施設の使用料改定を行うものである。公共施設の利用は住民の権利であり、受益者負担を増やせば利用できない住民を生むおそれがあるため、反対する。

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第20号 福津市体育施設条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑)これまで4分の1面の利用の使用料が予約システムに表示されていなかった理由は。また、改正後の利用は。

(答弁)4分の1面の利用は、予約が入っていない場合に限り、当日の空き枠で認めている。改正後は全面利用と半面利用に限る方針である。

(質疑)これまで公共施設の使用料や利用のルールは統一されず、管理者ごとに扱いが異なってきた。このことが市民の公平な利用促進の課題になっていると考えるが、認識はどうか。また、この施設も条例の目的に沿って、統一的で分かりやすい利用規定と使用料設定にすべきではないか。

(答弁)公共施設の利用は各施設の条例を基本としており、指定管理者が運営する施設についても、この条例に基づき協議して、今後の運営の在り方を定めていく。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第21号 福津市勝浦浜海洋スポーツセンター条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑)収入見込額が0円となっているが、使用料を上げる必要があるのか。

(答弁)現在の勝浦浜海洋スポーツセンターは、宗像市と共同で小学校5年生を対象に海洋スポーツ体験を実施しているが、土日などは職員が常駐していないため通常利用の収入はほとんどない状況である。一方で、今後一般供用に付すことが出てきた場合に備え、また、現在も施設管理費は発生していることから、他の施設と同様の考え方で使用料を整理する必要があるとして今回の提案に

至っている。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第22号 福津市公民館条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑)公民館で講演会やコンサートなどで入場料を徴収する場合、入場料500円未満では使用料は通常料金だが、500円超1,000円未満で1.5倍、3,000円未満で1.8倍、さらに2倍、3倍と加算になる区分が設定されている。この入場料区分や倍率の根拠は。

(答弁)入場料を徴収する場合の加算方法は、今回の使用料見直し方針には含まれておらず、従前どおりの運用である。設定にあたっては、ユリックスなど近隣自治体の同様のホールを参考に過去に整理されたもので、公民館が社会教育施設であることから、興行的な利用が一般利用を阻害しないようにするとの考え方によるものと認識している。

(質疑)今回の使用料改定ではホールを廃止する一方、他の施設では一部料金を引き上げることで収入見込額は増えるとされている。しかし、ホールは一定の収入があったものの維持管理費や修繕費のほうが高かったと理解している。ホール廃止後に全体の収入と支出がどの程度変わるのか。

(答弁)令和6年度のホール使用料収入は約65万円であり、ホール廃止によりその収入が減少する。使用料改定による増収分を含めて全体で算定すると、およそ46万円の減収になると試算している。支出は保守点検等の費用が約800万円から約60万円となるため、約740万円の削減となる。

(2) 主な意見

(反対)入場料徴収額に応じて使用料を1.5倍から3倍に加算する方式は、生涯学習法が求める市民の自発的な文化的活動や生涯学習活動の尊重と矛盾し、公益的な活動でも負担が過度に増える点で市民活動を阻害する。また、文部科学省の令和5年通知とも整合しないため反対する。

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第23号 福津市複合文化センター条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

なし

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第24号 福津市立学校の施設の開放に関する条例を改正することについて

審査内容

(1) 主な質疑及び答弁

(質疑)小学校の体育館や校庭を利用している青少年育成のクラブチーム等で、現在減免を受けている団体数は。

(答弁)定期利用団体 116 団体のうち、92 団体を全額減免、24 団体を半額減免している。

(質疑)社会教育を目的とする団体についても受益者負担の原則を適用し、現在の全額減免から少なくとも半額負担へ移行する方針で進めるという理解でよいのか。

(答弁)今後は半額減免とするか、減免をなくすかの判断になるが、今回の運用方針に基づけば、その方向で進めていく必要があると考えている。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、賛成少数により否決すべきものと決定した。